

入 札 告 示

札幌市告示第 305 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 1 月 24 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校支援課 管理係

電話 011-211-3831

メールアドレス kyoiku-kanri@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 札幌市立学校校舎清掃業務 1

イ 札幌市立学校校舎清掃業務 2

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「建物清掃業」の A 又は B の等級に登録されている者であり、かつ、所在地区分が「市内」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 告示日を起点とした過去 3 年以内に、延床面積 3,000 m²以上の施設における清掃業務の履行実績を有する者であること。

4 入札手続等

- (1) 入札の日時及び場所

上記 2 (1) に掲げる案件ごとに、次のとおりとする。

日時：ア 令和 7 年 2 月 20 日（木）10 時 00 分

イ 令和 7 年 2 月 20 日（木）10 時 30 分

場所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 6 階

札幌市教育委員会会議室 A

- (2) 入札書の提出期限・提出方法（一堂に会する入札は原則行わない。）

入札書提出締切 令和 7 年 2 月 19 日（水）16 時 00 分まで

※以下に示すいずれかの方法により提出すること。電報、ファクシミリ、

電話その他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料 1－様式 1」にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 2 月 20 日（木）〇時〇分開札 札幌市立学校校舎清掃業務（〇）の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札説明書の別表に示す入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付（郵送）により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 2 月 20 日（木）〇時〇分開札 札幌市立学校校舎清掃業務（〇）の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札説明書の別表に示す入札書の提出期限までに送付（郵送）すること。

ウ 1 回目の入札結果により再度入札を行う場合は、入札説明書の別表に定める日時に行う。

再度入札の場合も 4-(2)-アまたはイのいずれかの提出方法とする。

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

(5) 開札

入札終了後直ちに上記(1)の場所にて行う。

5 落札者の決定方法

(1) 最低制限価格の設定

有り。

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第７条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査（事後審査方式）

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（札幌市の休日を定める条例（平成２年６月１５日条例第２３号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３（６）に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

6 契約締結

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額

以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

7 その他

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記1の場所で交付するほか、下記URLにある該当案件にかかるページからダウンロードできる。

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusy
u-keiyaku-ippan2017.html](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusy
u-keiyaku-ippan2017.html)

(2) 詳細は入札説明書による。